土屋ケアカレッジ 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程 学則

(事業所の名称・所在地)

第1条 本研修は次の事業者が実施する。

株式会社 土屋

岡山県井原市井原町 192 番地 2 久安セントラルビル 2 階

(目的)

第2条 地域で在宅生活を営まれる重度障害者、特に医療的ケアを必要とする方々に対して、適切なケアサービスを提供できるよう、現場に即した知識並びに技術の習得を目的とする。

(実施課程および形式)

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。 重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(研修事業の名称)

第4条 研修名称は、次の通りとする。

土屋ケアカレッジ重度訪問介護従業者養成研修 統合課程

(受講対象者)

第5条 受講対象者は次のものとする

岡山県または近郊在住、在勤で通学可能なもの

(研修参加費用)

第6条 研修参加費用は次のとおりとする

- 1 受講料 30,000円(税込み、テキスト代含む)
- 2 納付方法 一括納入
- 3 納付期限 受講開始日まで

(研修期間)

第7条 令和5年4月5日~令和6年3月28日 (別紙1、2参照)

(受講定員)

第8条 各回20名

(使用教材)

第9条 研修に使用する教材は次のとおりとする。

喀痰吸引等研修テキスト 全国自立生活センター協議会

(研修カリキュラム)

第10条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは、別紙「研修実施計画書 (兼) カリキュラム表」のとおりとする。 (研修会場)

第11条 前条の研修を行うために使用する講義および演習会場は、次のとおりとする。

講義・演習: 土屋ケアカレッジ 岡山教室 (岡山県岡山市北区西古松1丁目 18-8)

実習:土屋ケアカレッジ 岡山教室(岡山県岡山市北区西古松1丁目18-8)

ホームケア土屋 岡山(利用者居宅)

(担当講師)

第12条 研修を担当する講師は別紙「担当講師一覧」のとおりとする。

(科目の免除)

第13条 科目の免除は行わない。

(修了の認定)

## 第14条

- 1 修了の認定は、第10条に定めるカリキュラムを履修し、修了評価試験において90点以上(100点を満点とする)のものに対して行う。なお修了試験において90点に満たなかったものについては必要に応じて再試験を実施する。
- 2 2日目までの受講態度及び演習、実習の技術によって、講師が重度訪問介護従業者として適切と認める場合にのみ、現場同行の実習を受けることができる。現場同行実習を受講できない者については失格とする。

# (不適切と判断された場合の取扱い)

失格者本人に不適切な旨を理由と共に伝え、現場同行を受けられない旨を理解いただいた上、失格と する。

(研修欠席者の扱い)

第15条 理由の如何にかかわらず、研修開始から10分以上遅刻した場合は欠席とする。

(補講の取り扱い)

#### 第16条

研修の一部を欠席した者で、やむを得ない事情があると認められる者については、他の日程に行われる当法人の研修に参加し補講を行うことにより、当該科目を修了したものとみなす。

補講にかかる受講料は無料とする。

### (受講の取り消し)

- 第17条 次に該当する者は、受講を取り消すことができる。
  - 1 学習意欲が著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者。
  - 2 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者。
  - 3 重度訪問介護従業者として適性に欠く者
  - 4 反社会的勢力またはその関係者と認められる者。

#### (修了証明書の交付)

#### 第18条

修了を認定されたものには、当法人において修了証明書および修了証明書(携帯用)を交付する。

#### (その他留意事項)

- 第19条 研修事業の実施にあたり、次のとおり必要な措置を講じることとする。
  - 1 研修の受講に際して、研修開始日までに本人確認を行う。本人確認の方法は、以下の公的証明書の提出などにより行うものとし、本人確認ができない場合は、受講の拒否または修了の認定を行わないものとする。
    - ①運転免許証の提示②健康保険証の提示③パスポートの提示④在留カードなどの提示
    - ⑤住民基本台帳カードの提示
  - 2 研修に関して下記の苦情などの窓口を設けて研修実施部署と連携し、苦情および事故が生じた場合には迅速に対応する。

苦情対応部署:株式会社土屋 土屋ケアカレッジ運営事務局 苦情担当窓口 電話 050-3138-2024

- 3 事業実施により知りえた受講者などの個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用しない。
- 4 講師または受講生について、他法人が経営する事業所、施設への勧誘行為等を禁止する。

#### (施行細則)

第20条 この学則に必要な細則並びにこの学則に定めのない事項で必要があると認められるときは、当 法人がこれを定める。

## (附則)

この学則は令和4年4月1日から施行する。

#### (附則)

この学則は令和5年4月1日から施行する。

#### 【研修期間】

```
第1回
    令和5年4月5日(水)~令和5年4月6日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年4月12日(水)~令和5年4月13日(木)3日目は実習先の都合による
第2回
    令和5年4月19日(水)~令和5年4月20日(木)3日目は実習先の都合による
第3回
第4回
    令和5年4月26日(水)~令和5年4月27日(木)3日目は実習先の都合による
第5回
    令和5年5月3日(水)~令和5年5月4日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年5月10日(水)~令和5年5月11日(木)3日目は実習先の都合による
第6回
    令和5年5月17日(水)~令和5年5月18日(木)3日目は実習先の都合による
第7回
第8回
    令和5年5月24日(水)~令和5年5月25日(木)3日目は実習先の都合による
第9回
    令和5年5月31日(水)~令和5年6月1日(木)3日目は実習先の都合による
第10回 令和5年6月7日(水)~令和5年6月8日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年6月14日(水)~令和5年6月15日(木)3日目は実習先の都合による
第 11 回
    令和5年6月21日(水)~令和5年6月22日(木)3日目は実習先の都合による
第 12 回
第 13 回
    令和5年6月28日(水)~令和5年6月29日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年7月5日(水)~令和5年7月6日(木)3日目は実習先の都合による
第 14 回
第 15 回
    令和5年7月12日(水)~令和5年7月13日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年7月19日(水)~令和5年7月20日(木)3日目は実習先の都合による
第 16 回
第 17 回
    令和5年7月26日(水)~令和5年7月27日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年8月2日(水)~令和5年8月3日(木)3日目は実習先の都合による
第 18 回
第 19 回
    令和5年8月9日(水)~令和5年8月10日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年8月16日(水)~令和5年8月17日(木)3日目は実習先の都合による
第 20 回
    令和5年8月23日(水)~令和5年8月24日(木)3日目は実習先の都合による
第 21 回
第 22 回
    令和5年8月30日(水)~令和5年8月31日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年9月6日(水)~令和5年9月7日(木)3日目は実習先の都合による
第 23 回
第 24 回
     令和5年9月13日(水)~令和5年9月14日(木)3日目は実習先の都合による
第 25 回
    令和5年9月20日(水)~令和5年9月21日(木)3日目は実習先の都合による
第 26 回
    令和5年9月27日(水)~令和5年9月28日(木)3日目は実習先の都合による
第 27 回
    令和5年10月4日(水)~令和5年10月5日(木)3日目は実習先の都合による
第 28 回
    令和5年10月11日(水)~令和5年10月12日(木)3日目は実習先の都合による
第 29 回
     令和5年10月18日(水)~令和5年10月19日(木)3日目は実習先の都合による
第 30 回
    令和5年10月25日(水)~令和5年10月26日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年11月1日(水)~令和5年11月2日(木)3日目は実習先の都合による
第 31 回
    令和5年11月8日(水)~令和5年11月9日(木)3日目は実習先の都合による
第 32 回
    令和5年11月15日(水)~令和5年11月16日(木)3日目は実習先の都合による
第 33 回
第 34 回
     令和5年11月22日(水)~令和5年11月23日(木)3日目は実習先の都合による
    令和5年11月29日(水)~令和5年11月30日(木)3日目は実習先の都合による
第 35 回
    令和5年12月6日(水)~令和5年12月7日(木)3日目は実習先の都合による
第 36 回
    令和5年12月13日(水)~令和5年12月14日(木)3日目は実習先の都合による
第 37 回
    令和5年12月20日(水)~令和5年12月21日(木)3日目は実習先の都合による
第 38 回
第39回 令和5年12月27日(水)~令和5年12月28日(木)3日目は実習先の都合による
```

## 【研修期間】

第40回 令和6年1月3日(水)~令和6年1月4日(木)3日目は実習先の都合による 第41回 令和6年1月10日(水)~令和6年1月11日(木)3日目は実習先の都合による 第42回 令和6年1月17日(水)~令和6年1月18日(木)3日目は実習先の都合による 第43回 令和6年1月24日(水)~令和6年1月25日(木)3日目は実習先の都合による 第44回 令和6年1月31日(水)~令和6年2月1日(木)3日目は実習先の都合による 第45回 令和6年2月7日(水)~令和6年2月8日(木)3日目は実習先の都合による 第46回 令和6年2月14日(水)~令和6年2月15日(木)3日目は実習先の都合による 第47回 令和6年2月21日(水)~令和6年2月22日(木)3日目は実習先の都合による 第47回 令和6年2月21日(水)~令和6年2月22日(木)3日目は実習先の都合による 第48回 令和6年2月28日(水)~令和6年2月29日(木)3日目は実習先の都合による 第50回 令和6年3月6日(水)~令和6年3月7日(木)3日目は実習先の都合による 第51回 令和6年3月20日(水)~令和6年3月14日(木)3日目は実習先の都合による 第51回 令和6年3月20日(水)~令和6年3月21日(木)3日目は実習先の都合による

# 研修実施計画書(兼)カリキュラム表

課程: 重度訪問介護(統合)課程 研修名称: 土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者

養成研修 統合課程

科目名				時間数
講義(オンライン)	1	重度の肢体不自由者の地域生活等に関する講義	2	2
	2	基礎的な介護技術に関する講義		1
	3	コミュニケーションの技術に関する講義	2	2
	4	喀痰吸引を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義①		3
	5	経管栄養を必要とする重度障害者の障害と支援に関する講義・ 緊急時の対応及び危険防止に関する講義②	3	3
		11	11	
演習	1	喀痰吸引等に関する演習	1	1
		1	1	
実習	1	基礎的な介護と重度の肢体不自由者とのコミュニケーション の技術に関する実習	3	3
	2	外出時の介護技術に関する実習	2	2
	3	重度の肢体不自由者の介護サービス提供現場での実習	3. 5	3. 5
計				8. 5
合計時間数				20.5

<sup>※</sup> 定められた時間数以上に実施する場合は、時間数に下線を記入すること。 定められた科目以外に実施する独自の科目がある場合は、適宜欄を設けて記入すること。

# 講師一覧表

課程: 重度訪問介護(統合)課程 研修名称:土屋ケアカレッジ重度訪問介護従事者

養成研修 統合課程

申請者名:大山 敏之

氏 名	担当科目		専任
人 石	担当符目	賃俗(佃位・区別関係に係るもり)	兼任
大山 敏之	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
吉田 政弘	講義1・2・3 実習1・2・3	社会福祉士	兼任
宮本 武尊	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
大元 克也	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
藤田 賢人	講義 1・2・3 実習 1・2・3	実務者研修	兼任
石原 志保	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
加藤 登志子	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
吉岡理恵	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
山根健	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
倉上 誠	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
池田 憲治	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
●呉 善姫	講義 1・2・3 実習 1・2・3	介護福祉士	兼任
椋木 慎也	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
鈴木 友子	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
成瀬 絵梨	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
齋藤 みさを	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任
香山 里美	講義 4·5 演習 1	看護師	兼任
長谷川 信子	講義 4・5 演習 1	看護師	兼任

鍋嶋 順子 講義4・5演習1	看護師	兼任
----------------	-----	----

※担当科目は研修カリキュラムの番号を記載しております。